

対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

届出年月日： 〇年〇月〇日
届 出 者：
氏名又は名称及び 株式会社 甲野商事
代 表 者 の 氏 名 代表取締役社長 甲野太郎
住所又は所在地 東京都中央区日本橋 1-1-1
担当者 丙山 三郎
職 業 又 は 業 種 皮革製品製造業 電 話 03-1234-5678 (内 1234)

下記のとおり届出します。

1 相手方の取引	(1) 氏 名 又 は 名 称	ABC CO., LTD.	
	(2) 住 所 又 は 所 在 地	HANOI 〇〇〇〇, VIETNAM	
2 投資先の概要	(1) 名 称 及 び 所 在 地 (該当分に○)	☒ 上記1に同じ ☐ その他（具体的に記入すること。）	
	(2) 設 立 年 月 日	〇年〇月〇日	
	(3) 資 本 金 (取 得 後)	US\$12,000,000.-	
	(4) 事 業 内 容	皮革製品の製造・販売	
	(5) 届 出 者 と の 関 係 取 得 後 該当分に○	☒ 届出者の出資比率 100 % ☐ 共同投資者の出資比率 % ☐ 役 員 を 派 遣 ☐ 長期にわたる原材料の供給又は製品の売買 ☐ 重要な製造技術の提供	
3 取得の時期等	(1)	取 得 の 対 価	US\$2,500,000.-
	取得する証券の種類 (該当分に○)	☒ 株 式 ・ ☒ 出 資 の 持 分	・ 設 立 ・ ☒ 増 資 ・ 発 行 済
		☐ 社 債 （ 普 通 ・ 転 換 ）	
		☐ その他（具体的に記入すること。）	
	(2) 取 得 の 時 期	届出受理日から2か月以内	
(3) 支 払 の 時 期	届出受理日から2か月以内		
4 取得をしようとする理由		(具体的に記入すること)	

(裏面)

5 投資先への出資状況等	(1) 投資残高 (取得後)		出 資	貸 付 け	社 債 等
		届 出 者	U S \$ 12, 000, 000. -		
		共 同 投 資 者 (うち居住者分)	()	()	()
	(2)	直近の届出受理年月日 及び受理番号(届出者分)			
6 そ の 他 の 事 項			投資先事業計画については、別紙参照。		

届 出 受 理 年 月 日	
届 出 受 理 番 号	

財務大臣の記入欄

事 項	年 月 日 及 び 記 名 押 印
本届出に係る取引は、 年 月 日から行う ことができる。	

(記入要領)

- 1 「1 取引の相手方」欄中「(2) 住所又は所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 2 「2 投資先の概要」欄中、「(1) 名称及び所在地」欄の所在地には国又は地域名も記入し、「(3) 資本金」欄には原通貨をもって記入し、「(4) 事業内容」欄には定款に従って主要事業内容を簡潔に記入すること。
また、「(5) 届出者との関係」欄中「ロ 共同投資者の出資比率」欄には、届出者の100%出資の子会社及び共同投資者(届出者と共同して当該外国法人の経営に参加する者)の合計出資比率を記入すること。
- 3 「3 取得の時期等」欄中「取得の対価」欄には、実際の取引通貨をもって記入すること。
- 4 「4 取得をしようとする理由」欄は、次の例にならつて記入すること。
(例：投資先が〇〇国〇地区で〇〇工場を増設することとなり、その建設資金の調達を目的とする増資に応募するため。)
- 5 「5 投資先への出資状況等」欄中「(1) 投資残高」欄には、当該投資先に対して払い込んだ金額の残高を、実際の取引通貨をもって記入すること。
- 6 「6 その他の事項」欄には、資金使途が再投資資金の場合は、再投資先の①名称、②国籍、③出資比率(投資先→再投資先)及び④事業内容を記入すること。
更に、投資先の事業計画として、①設備完成(予定)年月、②操業開始(予定)年月又は生産開始(予定)年月、③生産能力として、漁業の場合は漁船数及びトン数、漁法、平均月当たり水揚量、製造業の場合は個別商品ごとに平均月当たり製造数量、④設立後3年間の年間販売計画として、商品名(魚種を含む)、並びに商品名ごとの販売先及び販売数量又は金額(国内・輸出の別。なお輸出にあつては輸出先国別。)を記入すること。
- 7 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

投資先の事業計画

設備完成（予定）年月		〇〇〇〇年〇〇月	操業 生産	開始（予定）年月	〇〇〇〇年〇〇月
生産能力		革ベルト 〇〇〇本／月 革バッグ 〇〇〇個／月 その他革小物 〇〇〇個／月			
販売計画	商品名	販売先	初年度	第２年度	第３年度
	革ベルト	国内	〇〇〇本	〇〇〇本	〇〇〇本
		輸出	〇〇〇本	〇〇〇本	〇〇〇本
		（うち日本）	〇〇〇本	〇〇〇本	〇〇〇本
		（ ）			
		（ ）			
	革バッグ	国内	〇〇〇個	〇〇〇個	〇〇〇個
		輸出	〇〇〇個	〇〇〇個	〇〇〇個
		（うち日本）	〇〇〇個	〇〇〇個	〇〇〇個
		（ ）			
		（ ）			
	その他革小物	国内	〇〇〇個	〇〇〇個	〇〇〇個
		輸出	〇〇〇個	〇〇〇個	〇〇〇個
		（うち日本）	〇〇〇個	〇〇〇個	〇〇〇個
		（ ）			
		（ ）			
		国内			
		輸出			
		（うち日本）			
		（ ）			
		（ ）			

対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書の記入の手引

1. 届出が必要な取引または行為

居住者（以下「届出者」という。）が、次の(1)～(3)の外国法人が発行する株式等を非居住者から取得する場合であって、外国法人の業種が次の(a)～(e)に該当する場合。

- (1) 届出者の出資比率が10%以上の外国法人（契約に基づく株式等の取得の結果10%以上となる外国法人を含む。）
 - (2) 届出者、届出者の100%出資の子会社および共同投資者（届出者と共同して当該外国法人の経営に参加する者）の合計出資比率が10%以上の外国法人（契約に基づく株式等の取得の結果10%以上となる外国法人を含む。）
 - (3) 届出者との間に次のいずれかの永続的な関係がある外国法人
 - イ. 役員を派遣
 - ロ. 長期にわたる原材料の供給または製品の売買
 - ハ. 重要な製造技術の提供
-
- (a) 漁業（水産動植物の採捕事業）
 - (b) 皮革または皮革製品製造業
 - (c) 武器の製造業
 - (d) 武器製造関連設備の製造業
 - (e) 麻薬等の製造業

留意事項

- ・ 届出者の海外支店等が非居住者から上記証券を取得したときも、本届出の対象となります。

2. 届出の時期

取得日前2か月以内。

3. 提出書類および提出部数

「対外直接投資に係る証券の取得に関する届出書」…………… 3通

4. 変更届出について

本届出を行った居住者が、当該届出に係る対外直接投資の実行前に当該対外直接投資の内容を変更しようとする場合は、「対外直接投資に係る変更届出書」（3通）を提出して下さい。

5. 証券を非居住者へ譲渡した場合の報告

上記1. (1)および(2)の外国法人が発行する証券の取得をした後に、当該証券を非居住者に譲渡し、その時価が10億円相当額以上（注）の場合は、譲渡の日又は当該譲渡に係る支払等をした日のいずれか遅い日から20日以内に「対外直接投資に係る証券の譲渡並びに債権の放棄及び免除に関する報告書（報告省令／別紙様式第19）」を提出して下さい。

（注）時価の算出が困難な場合は、簿価により報告の要否を判断して差し支えありません。

外貨建の取引金額を円換算する場合のレートは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」（譲渡日の適用レート）を用いて下さい。

6. 届出書の提出先と照会先

(1) 提出先（窓口の場合）：東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

（郵送の場合）：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

(2) 本届出書に関する照会先：日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ
TEL 03-3277-2107